

熊本市総合屋内プール多目的広場東屋設置業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 委託業務名

熊本市総合屋内プール多目的広場東屋設置業務委託

(2) 履行場所

熊本市南区荒尾2丁目1-1

(3) 業務の目的

熊本市総合屋内プール多目的広場に東屋を新規設置するもの。

(4) 履行期間

契約締結日 から 令和8年(2026年)3月31日まで

2 業務内容

(1) 対象箇所

ア 多目的広場東屋 1基

(2) 作業内容

ア 東屋設置作業

(ア) 東屋	1基
(イ) 組立据付費	1式
(ウ) コンクリート打設費	1式
(エ) 掘削費 900×900×650 4箇所	1式
(オ) 発生土運搬処分費	1式
(カ) ユニッククレーン車	1式
(キ) 諸経費	1式

(3) 設置物仕様

ア アルミニウム合金造等 平屋建て

イ 延床面積及び建築面積 2. 1m²

ウ 高さ 2. 679m

エ 詳細は別紙図面のとおり

3 一般仕様

(1) 作業体制

ア 受託者は、委託目的・内容を理解し、その目的遂行のため、専門的な知識・経験を生かし、業務を行うこと。

イ 受託者は、業務遂行に必要な技術・技能者及び人員等を確保し、業務に遅延なきように万全な作業体制をつくること。

（2）機密の厳守

受託者は、業務上知り得た情報の秘密厳守に努め、内容を目的外に使用したり第三者へ提供したりすることはできない。

（3）疑義の処理

仕様書に記載のない部分、判明し難い部分、または、業務遂行に不都合が生じた場合は「スポーツ振興課担当職員（以下「調査職員」という。）」と協議を行い、その指示に従うこと。この場合、原則として委託料以内で業務を行うこと。なお、調査職員に対する協議等は、原則として書面にて行うこと。

（4）連絡協議

調査職員との連絡・協議は密に行うとともに、不明な事項等が生じた場合は、速やかに調査職員と打合せを行うものとし、その都度受託者が書面（議事録）に記録し相互に確認する。

（5）対外関係

業務を実施する際は、事前に調査職員と十分に協議を行い、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応処理し、速やかに調査職員等に報告すること。

（6）安全管理

受託者は、業務を実施するにあたり、調査職員の承認を受けた責任者を定め、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等の関係する諸法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ利用者等の危険防止、安全作業に努めなければならない。また、風紀、衛生、火災、盜難、その他事故防止についても十分な注意を払うこと。

万一事故が発生した場合は、速やかに受託者の責任において適切な処理を施すとともに、直ちに調査職員及び施設に対して口頭又は電話により報告するとともに、遅延なくその状況について書面をもって調査職員に報告しなければならない。

4 特記事項

（1）法規等の遵守

本委託の履行にあたっては、労働安全衛生法、条例等の関係する諸法令を遵守すること。

（2）作業日時等

事前に施設管理者及び調査職員と打ち合わせを行うこと。

（3）仮設計画

敷地内への車両等の駐車及び進入、搬入出ルートについては、事前に施設管理者、調査職員と打ち合わせを行い、施設設備等を破損することがないよう細心の注意をはらうこと。

（4）既設部分への処置

作業に際し、既存部分を損傷しないよう適切な養生を行う。業務実施中に建物・その他施設物品等を破損した場合は、速やかに調査職員に報告し、受託者の負担にて、復旧補修

するとともに損害賠償責任を負うものとする

(5) 納入機材について

現場に搬入した機材は、調査職員の検査を受けること。ただし調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 提出書類

下記の書類を各々必要な時期に提出すること。なお、提出部数については、調査職員の指示を受けること。

	提出書類	提出時期
①	着手届	契約後速やかに
②	業務計画書および工程表	契約後速やかに
③	再委託届出書	再委託決定後、速やかに
④	完成・工程写真	業務終了後
⑤	完了届	業務終了後
⑥	請求書	検査合格後

(7) 発生材

発生材等については、受託者の責任において適切に処分すること。

(8) 完成・工程写真

作業前、作業中、作業後がわかる写真を撮ること。

5 成果品の検査等

(1) 本市検査員の検査合格をもって業務完了とする。

(2) 業務終了後速やかに完了届および竣工書類（作業報告書）を提出し、本市の検査を受けること。手直し等がある場合は、指摘期限までに完成させること。検査に合格したときは、受託者は業務委託料の支払いを請求することができる。

(3) 業務完了後において、本業務委託について委託者が問合せを行った場合等は、誠実にこれに対応すること。

(4) 本業務委託により設置された物の所有権は、委託者に帰属するものとする。

(5) 本業務委託に必要な打合せ及び手続きは受託者が責任をもって行うこと。なお、打ち合わせ及び手続きに要する費用が発生した場合は全て受託者の負担とする。

6 その他

(1) 業務に必要な工具、機材等は受託者の負担とする。